

水道事業の契約及び工事請負に関する規程(平成元年規程第1号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)その他の法令に定めのあるものを除くほか、西空知広域水道企業団(以下「企業団」という。)の売買、賃貸、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 契約の方法

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

2 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、別に定める。(資格の確認等)

第3条 企業長は、一般競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の4第1項及び前条第1項の規定による制限を受けている者でないこと並びに同条第2項の規定による資格を有する者であることを競争入札参加願により申し出させて確認しなければならない。

2 企業長は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者にその旨を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第4条 企業長は、施行令第167条の6第1項の規定により一般競争入札の公告をするときは、その入札期日前7日までに、次に掲げる事項を示して行うものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札の場所及び日時に関する事項
- (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び期間に関する事項
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第5条 施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、インターネットを用いて企業団が所有する不動産又は物品等の売払い(以下「インターネット公有財産売却」という。)の入札に係る入札保証金については、予定価格の100分の10以上の額とする。

(入札保証金の免除)

第6条 企業長は、次に掲げる場合においては、前条の入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、企業団を被保険者とする入札保険証券を提出したとき。
- (2) 第2条第2項の規定により別に定める資格を有する者が入札に参加しようとする場合において、その者が過去2年間に企業団又は国(公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準じる者であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第7条 入札保証金は、入札終了後直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

(予定価格の作成)

第8条 企業長は、一般競争入札に付した事項について、その価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面(以下、「予定価格調書」という。)を封書にして、開札の

際これを開札場所に置かなければならない。

- 2 インターネット公有財産売却の入札に係る予定価格については、競争入札の執行前に公表するものとし、前項の規定にかかわらず、予定価格調書を封書にすることを要しない。
- 3 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の作成)

第9条 企業長は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があると認めるときは、これを定め、予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載するものとする。

- 2 前条の規定は、最低制限価格の作成について準用する。

(入札手続)

第10条 一般競争入札(インターネット公有財産売却の入札を除く。第3項において同じ。)に参加しようとする者は、入札書を作成し、入札に付する事項及び自己の氏名を表記した封筒に当該入札書を入れ、入札の公告において示された日時までに所定の場所に出頭して提出しなければならない。この場合において、入札保証金を要する者については、入札保証金を納付したことを証する書類を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、出頭した者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札書について郵便による入札を認めるものについては、封筒に「(入札に付する事項)入札書」と朱書きして、書留郵便により提出することができる。ただし、入札日の前日までに到着しなかったものについては、当該入札書の提出がなかったものとみなす。

(インターネット公有財産売却の入札手続)

第10条の2 インターネット公有財産売却の入札は、電磁的方法(企業団の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。)をもつて行うものとする。

(入札の拒絶及び延期等)

第10条の3 企業長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがある者があるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

- 2 企業長は、天災事変その他やむを得ない理由があるとき、又は入札者が談合し、若しくは入札を拒絶する等により適正な入札の執行ができないと認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取消することができる。

(無効入札)

第11条 一般競争入札の入札書で次の各号の一に該当するものは、無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印(インターネット公有財産売却の入札にあつては、氏名又は名称を明らかにする電磁的記録)のない入札
- (5) 入札保証金が不足する者のした入札
- (6) 同一事項に対して2以上の入札をした者の入札
- (7) 2以上の代理をした者の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正行為があつた者のした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して行った入札

(最低価格以外の者を落札者とする場合の手続)

第12条 事務局長は、一般競争入札を行った場合において、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、その者を落札者にしないことについて、次に掲げる書類を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合においては、その調査の結果及び意見並びに落札者としようとする者を記載した書面
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認める場合においては、その理由及び意見並びに落札者としようとする者を記載した書面(くじによる落札者の決定をした場合)

第12条の2 施行令第167条の9の規定によりくじによる落札者の決定をしたときは、その旨を入札書に記入し、くじを引いた入札者又は入札者に代わってくじを引いた職員に記名押印させなければならない。

(落札者決定等の通知)

第13条 一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者(前2条の規定により落札者を決定した場合においては、当該落札者及び最低価格をもって申込みをした者で落札者とならなかったもの)に通知するものとする。

(落札者の取消し)

第14条 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消すことができる。

- (1) 落札者が指定期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正不穏な行為が明らかになったとき。
- (3) 入札参加条件に欠ける理由が生じたとき。
- (4) 法令その他この規程に違反する事項が生じたとき。

(指名競争入札の参加者の指名)

第15条 企業長は、施行令第167条の12の規定により指名競争入札により契約を締結しようとするときは、第3条第2項の競争入札参加資格者名簿のうちから、5人以上の者を指名しなければならない。ただし、当該入札に参加させる者が5人に達しないときは、その参加させることができる者によって指名競争入札を行うことができる。

2 前項の場合において、第4条第1項第1号及び第3号から第7号に定める事項を、その指名する者に通知しなければならない。

(指名競争入札に関する規定の準用)

第16条 第5条から第13条まで並びに第14条第1号、第2号及び第4号の規定は、指名競争入札について準用する。

(随意契約によることができる場合)

第17条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約できる金額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い又は物件の貸付け 30万円
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第8条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 1件の予定価格が、前項各号に定める額以下のとき。
- (2) 法令の規定により価格が定められている物品等を買入れるとき。
- (3) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない物品等を買入れるとき。
- (4) 国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約するとき。
- (5) その他企業長が特別な理由があると認めるとき。

(見積書の徴取)

第18条 企業長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、1人の者から徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がないと認める物品を購入するとき。
- (3) その他2人以上の者から見積書を徴することが適当でないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 1件の予定価格が10万円未満の契約を締結するとき。
- (2) 前条第2項第2号から第5号までの規定に該当するとき。

(せり売り)

第19条 企業長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。この場合において、第2条から第9条までの規定は、せり売りについて準用する。

2 前項の場合において、第3条第1項中「競争入札参加願」とあるのは「せり売り参加願」と読み替えるものとする。

3 せり売りにより動産を落札した者は、その金額を前納しなければならない。

第3章 契約の締結

(契約書の作成)

第20条 企業長は、契約の相手方を決定したときは、その決定した日から7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約の金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約保証金に関する事項
 - (5) 契約履行の場所
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (7) 監督及び検査
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) かし担保責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他必要な事項
- (契約書作成の省略)

第21条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約を行うときを除く。

- (1) 50万円未満の売買、貸借、請負その他の契約をするとき。
- (2) 国(公社及び公団を含む。第23条において同じ。)又は他の地方公共団体と契約をするとき。
- (3) せり売りに付するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準じる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第22条 施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、インターネット公有財産売却の入札に係る契約保証金については、予定価格の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の免除)

第23条 企業長は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が企業団を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関が公共工事履行保証証券を提出したとき。
- (3) 第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に企業団又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令の定めるところにより延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。
- (6) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (7) 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。
- (8) その他企業長が特に必要であると認めたとき。

2 前項第3号の規定は、工事の請負契約を締結する場合は、適用しない。ただし、契約の相手方が共同企業体である場合において、その構成員全員が同号(規模を除く。)に該当するときは、この限りでない。

(保証金に代わる担保)

第24条 第5条及び第22条に規定する保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号の一に該当する担保でなければならない。ただし、工事請負契約の契約保証金に代わる担保については、第1号から第6号までの規定は、適用しないものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 前号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券
- (3) 企業長が確実と認める社債

- (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行又は企業長が确实と認める金融機関が引受け、又は裏書きをした手形
 - (6) 銀行又は企業長が确实と認める金融機関に対する定期預金証書
 - (7) 銀行又は企業長が确实と認める金融機関又は保証事業会社(入札保証金にあっては、金融機関に限る。)の保証
 - (8) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証
- 2 前項第1号から第3号までに規定する有価証券の価格は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8に相当する額とする。
 - 3 第1項第8号のインターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、インターネット公有財産売却システムを管理する事業者に、入札参加者の代理人となる旨の確認書及び当該入札参加者の納付が確保されていることを証する書面を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第25条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後、直ちに還付するものとする。

- 2 一般競争入札による公有財産の売却に係る契約にあっては、契約保証金を売払代金に充当することができる。
- 3 前項の規定により、契約保証金を売払代金に充当したときは、第1項の規定にかかわらず、契約保証金は還付しない。

(名義変更の届出)

第26条 企業長は、法人又は組合とその代表者名義により契約する場合において、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書類を添えて、その旨を届け出させなければならない。

第4章 契約の履行

(監督)

第27条 企業長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、仕様書、設計書、契約書その他関係書類に基づき、当該契約に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、契約の履行に立ち合っ工程の管理及び履行途中における使用材料の試験又は検査の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、前2項の規定により審査又は監督をしたときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第28条 企業長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、次に掲げる場合において、契約に基づく給付の完了を確認するため、必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が給付を完了したとき。
 - (2) 給付の完了前に、でき形に応じ対価の一部を支払う必要があるとき。
 - (3) 物件の一部の納入があったとき又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。
- 2 検査職員は、仕様書、設計書、契約書その他関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容、数量等について、検定を行うものとする。
 - 3 検査職員は、前項の検定の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。
 - 4 検査職員は、検定したときは、検定報告書を作成し、企業長に提出しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認めるときは、契約の相手方に必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。
 - 5 前項の場合において、軽易な検定については、所定欄に押印することにより検定報告書の作成に代えることができる。

(監督又は検査の委託)

第29条 施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該委託を受けた者は、前2条の規定に準じて監督又は検査を行うとともに、監督又は検査の結果を記載した書面を作成の上、企業長に提出しなければならない。

- 2 前項の監督又は検査に係る契約の代金は、同項の書面を受理した後でなければ支払うことができない。ただし、契約代金の一部を契約書に基づき支払う場合は、この限りでない。

(部分払)

第30条 工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に工事費又は代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあっては

その既納部分に対する代金を超えることができない。ただし、その性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額まで支払うことができる。

- 2 契約の相手方から部分払の願出があったときは、その者又はその代理人の立会いを求めた上実地検査をし、そのでき形に対して所定の金額を支払うものとする。この場合において、当該契約の相手方は、立会いをしなかったときは、検査又はその結果について異議を申し立てることができない。
- 3 でき形金額の算定に当たっては、現場に搬入した材料で検査に合格し、かつ、工事又は製造に必要であると認めるものについては、その金額に算入することができる。
- 4 前金払をした請負契約の既済部分に対して部分払をする場合の支払額は、既済部分に相当する代金に第1項に定める比率から前金払した金額に対する請負契約金額の比率を差し引いた値を乗じて得た金額とする。

(賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約金額の変更)

第31条 企業長又は契約の相手方は、契約に基づく給付の完了までの間で工事請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事請負金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して工事請負契約金額の変更を請求することができる。

- 2 企業長又は契約の相手方は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事請負契約金額(工事請負金額から当該請求時のでき形部分に相当する工事請負契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事請負契約金額(変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事請負契約金額に相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事請負金額の100分の3を超える額について、工事請負契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事請負契約金額及び変動後残工事請負契約金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、国若しくは国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料又は物価指数等に基づき、両者が協議して定めるものとする。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により工事請負契約金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合において、第1項中「工事請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく工事請負契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

(履行期限の延長)

第32条 企業長は、天災その他契約の相手方の責めに帰せられない理由により、契約の履行が契約の期限までに完了しないと認められる場合で、契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

- 2 前項に規定する場合以外の理由により、契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認める場合に限り、履行期限を延長することができる。

(契約の変更等)

第33条 天災その他特別の理由があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部又は一部を解除し、若しくは内容を変更し、又は契約の履行を中止することができる。

(契約の解除)

第34条 企業長は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限までに履行の見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行について不正な行為があったとき。
 - (3) 契約解除の申出があったとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合を除くほか、契約に違反したことにより契約の目的を達することができな
- 2 前項の規定による契約の解除は、その旨を契約の相手方に書面をもって通知して行うものとする。
 - 3 契約の解除に伴う措置は、契約書に定めるところによる。

(違約金)

第35条 契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合においては、第32条第1項に規定する場合を除き、契約書の定めるところにより、遅延日数に応じ契約金額から可分のでき形部分に対する金額を控除した額につき、年8.25パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)で計算した違約金を徴収することができる。ただし、分割して履行しても支障がないものについては、遅延部分についてのみ徴収することができる。

- 2 前項の規定により違約金を徴収するため、でき形部分の検査を行う場合においては、履行期限の翌日から5日以内に契約の相手方又はその代理人の立会いを求めて行うものとする。
- 3 第30条第1項及び第3項の規定は、第1項のでき形部分の金額の算定方法について同条第2項の規定は、前項の規定の検査を行う場合について準用する。

第5章 雑則

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規程による改正後の水道事業の契約及び工事請負に関する規程の規定は、入札その他契約の申込みの期限がこの規程の施行の日後である場合について適用し、当該期限が同日前である契約については、なお従前の例による。

(指名競争入札公表規程の一部改正)

3 指名競争入札公表規程(平成9年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年規程第4号)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第6号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。